

岩手県監査委員告示第25号

行政監査及び定期監査の結果の公表（令和3年岩手県監査委員告示第1号）により公表した監査の結果に対する措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により岩手県教育委員会から通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

令和3年5月11日

岩手県監査委員 軽 石 義 則  
岩手県監査委員 神 崎 浩 之  
岩手県監査委員 寺 沢 剛  
岩手県監査委員 沼 田 由 子

- 1 監査対象機関名 岩手県立久慈工業高等学校
- 2 監査実施日
  - (1) 予備監査実施日 令和2年9月30日
  - (2) 本監査実施日 令和2年11月6日
- 3 監査結果の公表の日 令和3年1月19日
- 4 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
財産の管理に当たり、教育財産使用許可指令書の数量と異なる数量で土地を使用させているものや所有者等が不明な用具庫が設置されているなど、財産管理事務の不適当なものがあったので、適正な事務の執行に努められたい。	用具庫は、部活動における生徒の利便性を考慮し保護者が設置したものであるが、老朽化のため撤去した。 今後は学校用地の利用状況を定期的に点検するとともに、教職員に対し、教育財産使用許可の手続に関する周知を図り、再発防止に努めることとした。